

三次市 **保 育 士** 等就職応援補助金

三次市の保育所等に保育士等として就職すると
※1 ※2

補助金額

20万円 + 10万円

転入者はさらに

交付します！

対象者

保育所等で働き始めた保育士等

※1 保育所等とは…

民間の認可保育施設
(公設民営施設を含む)

※2 保育士等とは…

- ① 保育士
- ② 幼稚園教諭
- ③ 保育教諭
- ④ 保健師
- ⑤ 看護師、准看護師
- ⑥ 小学校教諭
- ⑦ 養護教諭

交付条件

①～⑤すべてを満たす方

- ① 令和8年4月1日以降に雇用されている
- ② 過去1年間に保育士等としての勤務経験がない
- ③ 常勤職員（1日当たり6時間以上かつ1か月当たり20日以上勤務する職員）として雇用されている
- ④ 3年以上働き続けることが見込める
- ⑤ 市税等を滞納していない

※転入加算対象者は、市内の保育所等に勤務を開始した日より2か月前以降市外から市内へ転入した方

(注意) ・申請方法など詳細は、三次市HPをご覧ください。
・保育所等に就労した日から起算して3年を満たずに退職した場合など、補助金の取消しとなる場合があります。

問い合わせ先

三次市役所 子育て支援部 保育課 保育係
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号
電話：0824-62-6147 FAX：0824-62-6300
メール：hoiku@city.miyoshi.hiroshima.jp



三次市HPはこちらから